

築上町告示第113号

令和4年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年9月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○9月7日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年9月5日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
 - 報告第6号 令和3年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第7号 令和3年度資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第5 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第71号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第72号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第73号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第74号 町道路線の変更について
- 日程第20 議案第75号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第76号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
 - ②町長の報告
 - 報告第6号 令和3年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第7号 令和3年度資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君	代表監査委員	……………	小出 正貴君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年第3回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんの参集を賜りまして、大変ありがとうございます。

行政報告ということで、築城基地の基地司令が8月で代わられました。前の大嶋司令は三沢基地のほうに、三沢の司令にということで、今回は北川英二さんという方が空幕のほうから来られました。そういうことで、一応基地のほうも、まだ航空祭、今年はあるというふうなことで、今、計画中だということで話を聞いておるところでございます。

それから、8月の10日の日には、オセアニアからレスリングのチーム、アントニオ・イワシタレスリング協会会長を団長に、小学生から、さきの東京オリンピックに出たケーラ・アキノさんという形で、大人まで10名が本町のほうに合宿に参られて、18日の日に一応帰国された形になっており、そして、築上西を筆頭に、荻田工業、それから、九州共立大学という形で一応練習を重ねて、築上町を拠点に合宿をしていったと、こういう形でございます。

それから、あとは消防の操法大会が昨日ありましたが、6月の終わりから役場職員が選手として練習を重ねてきましたが、練習時は非常にいいところ行くんじゃないかなと思っていましたけど、本番ではちょっと19出場中11位ということで、ちょっと不本意な成績に終わったということでございますけど、皆さん頑張っていたということでございます。

それから、あと本当に台風11号が非常に心配されます。もう既に沖縄地方、暴風圏になっておるというふうなことで、今晚の未明から明日にかけて、この地域来るんであろうという予想がされております。

そこで、17時から警戒本部を設置いたしまして、避難所も一応17時から受け入れる、一応するような形で、今、対策を立てておるところでございます。

そして、あとコロナの件でございますけれども、毎日のように本当に無線放送聞いてお分かりのとおりでございますけれども、町民の中で、1万7,500ほどおりますけれども、1割を超

える方が陽性の一応判定をされていったというふうなことで、役場職員も大体職員の1割を超えるような形で、同じ比率で陽性の一応判定がされたということでございますし、本当、今後これが収束してくる兆しになってくりゃいいけど、毎日のように30名、40名、多いときは56名というふうな形で、毎日のように県から報告があつておるところでございます。

それと、ワクチンの一応あれですけど、8月27日をもちまして、集団接種は終了をいたしました。あとは60歳未満の方の希望者、個別接種ということで、申込みを役場のほうに電話でしていただければ、接種券をお送りして、個別でそれぞれ医院・病院で対応していただくと、このような形になっておるところでございます。

そういう形で、本当に大変な今の時期でございますけれど、何とかコロナの収束という形でできればいいかなと考えておるところでございます。

一応、今議会は報告が2件、それから予算案件2件、そして、あと条例が4件、一応上程しております。そして、あと決算が9件ということで、あと町道の認定・廃止ということで、それぞれ1件ずつ。そして、人権擁護委員さんが、ちょっと病気のために離任されたんで、1名追加の補充をお願いするというので、人権擁護委員さんの一応人事案件を1件計上しておるところでございます。

あと、皆様方の慎重な審議を頂きながら可決を頂きますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、信田博見議員、13番、田原宗憲議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月31日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月5日本日は、本会議での議案の上程、議案第76号の人事案件については、中日9月7日

に採決することとし、協議しました。

9月6日は、考案日です。

9月7日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

9月8日は、考案日とします。

9月9日は、本会議で一般質問とします。

9月10日、11日は、休会とします。

9月12日は、本会議で一般質問といたします。

9月14日水曜日は、厚生文教常任委員会とします。

9月15日は、総務産業建設常任委員会とします。

9月16日は、委員会予備日とします。

9月17日、18日、19日は、休会といたします。

9月20日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑の要望の締切りについては、9月8日正午までとします。

以上、会期は、本日から9月20日までの16日間は適当だと決定しましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月5日から20日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月20日までの16日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第68号外17件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。

報告第6号令和3年度健全化判断比率の報告についてから、報告第7号令和3年度資金不足比率の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 報告第6号令和3年度健全化判断比率の報告について、地方公

共同体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第7号令和3年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 報告第6号は、令和3年度健全化判断比率の報告でございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の決算数値を基に算定された健全化判断比率の4指標を報告いたします。

この健全化4指標は、1つが実質赤字比率、2つ、連結実質赤字比率、3つ目が実質公債費比率、4つ目が将来負担比率であります。

令和3年度決算においては、赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は9.3%、将来負担比率は39.7%となっております。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でございます。

次に、報告第7号は、令和3年度資金不足比率の報告についてでございます。

本報告も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の決算数値を基に算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございますが、令和3年度決算においては、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は比率なしとなっております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 報告が終わりました。

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

○議長（**武道 修司君**） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、**議案第68号**令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第5、**議案第69号**令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第69号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第68号令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第69号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第68号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額121億9,903万7,000円に4億3,045万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を126億2,949万1,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、ストックヤードの建設事業が1億4,228万4,000円、社会福祉施設整備事業435万6,000円、公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業180万9,000円、議会の政務活動費168万円、それから、前年度の補助金、国から頂いておりますが、この精算による国県返納金が7,530万1,000円が主な歳出でございます。

歳入の主なものは、循環型社会形成推進交付金3,227万5,000円、それから、旧合併特例債1億450万円、普通交付税を2億2,927万9,000円を上程しておるところでございます。

そしてまた、債務負担行為の追加を2件、それから、地方債の変更を2件計上させていただいております。

次に、議案第69号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算は、既定の収益的支出を3,520万円増額し、総額を4億9,417万2,000円に改めるものでございます。

内容としては、石町浄水場沈殿池1・2汚泥掻寄機補修の修繕費の補正でございます。

また、令和4年度から令和9年度まで水道事業検針業務委託を行うため、債務負担行為を追加計上させていただいております。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第6. 認定第1号

日程第 7. 認定第 2 号

日程第 8. 認定第 3 号

日程第 9. 認定第 4 号

日程第 10. 認定第 5 号

日程第 11. 認定第 6 号

日程第 12. 認定第 7 号

日程第 13. 認定第 8 号

日程第 14. 認定第 9 号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 6、認定第 1 号令和 3 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 14、認定第 9 号令和 3 年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 9 号までを一括議題とすることに決定をいたしました。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） **認定第 1 号**令和 3 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号令和 3 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号令和 3 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号令和 3 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号令和 3 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第3項の規定により、令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 認定第1号は、令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

一般会計の歳入総額136億7,789万4,723円、歳出総額が127億3,127万3,659円となっており、歳入歳出差引きは9億4,662万1,064円となっております。

翌年度へ繰り越した一般財源がございます。これは1億3,888万円で、実質収支額が8億774万1,064円となります。それで、単年度収支は8,668万8,607円で、実質単年度収支においては、2億244万3,749円となっております。

主な施策につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

次に、認定第2号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度の同会計の決算は、歳入総額が1,872万3,055円、歳出が1億5,046万3,287円でございます。歳入歳出の差引額額は、1億3,174万232円の赤字となっております。この不足額は、令和4年度の会計から繰上げ充用をいたしまして、補填を行っております。

次に、認定第3号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、歳入総額が332万5,695円、歳出総額は307万7,558円ということで、歳入差引総額は24万8,137円となっております。

次の認定第4号でございますけれども、令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は5万円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差額が5万円ということで、本事業は貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、なかなか返済不能な方ということで、なかなか回収が困難な状態になっておる会計でございます。

次に、認定第5号令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額は148万9,274円、歳出総額は148万4,598円と。歳入歳出差引き額は4,676円となっております。

なお、霊園の小が1基だけ、令和3年度売却をしておるところでございます。

次に、認定第6号令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、歳入総額は21億7,763万1,578円、歳出総額が20億8,710万500円となっております。差引きが、9,053万1,078円の黒字となっておりますのでございます。

次に、認定第7号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計の歳入総額が3億4,988万510円、歳出総額が3億3,634万803円ということで、差引きが1,353万9,707円の一応黒字となっておりますのでございます。

それから、認定第8号令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、収益的収支の総収益を4億2,048万8,795円、総費用3億9,749万197円で、当該年の純利益が2,299万8,598円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入は2,950万円、総支出が8,974万3,181円となっております。不足額6,024万3,181円は、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をさせていただいております。

次に、認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計も、収益的収支の総収益が6億734万8,105円、総費用5億7,092万4,108円で、当該年度の純利益が3,642万3,997円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入額4億750万円、総支出が5億4,806万8,259円となっております。不足額1億4,056万8,259円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をさせていただいております。

いずれの会計も決算附属資料を添付しておりますので、参考にしながら、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

ここで、代表監査委員に決算の監査の報告を求めます。代表監査委員の小出正貴さん、よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（小出 正貴君） おはようございます。代表監査委員の小出です。

築上町の令和3年度決算における審査を7月の1日から8月の10日にかけて、監査事務局で丸山監査委員と実施いたしました。その結果について御報告申し上げます。

令和3年度一般会計、特別会計の総決算額は、歳入が162億2,899万4,835円です。歳出は153億974万405円となっており、実質収支は7億8,037万4,430円の黒字でした。

また、単年度収支及び実質単年度収支につきましても、共に黒字となっております。

令和3年度決算統計調査、普通会計では、経常収支率91.3%と前年より6.9%の改善となっておりますが、財政力指数については0.34と、前年より0.01ポイントの悪化となっております。

また、一般会計及び国民健康保険特別会計において不能欠損処理が行われておりますが、負担の公平性を確保するためにも十分な対策を行い、さらなる欠損額の縮減に努めていただきたいと思います。

次に、水道事業会計の決算の報告です。

総収益4億2,048万8,795円となり、当年度純利益額は2,299万8,598円です。令和3年度は年間配水量153万4,058立米、水道料金徴収の対象となる有収水量123万2,517立米で、有収率が80.3%となっております。前年度有収率は79.9%で、多少不明水が減少していますが、冬場の凍結による水道管の破裂、漏水などの原因究明に努め、有収率の向上に努力していただきたいと思います。

水道事業の今後の経営においては、的確な経営分析によるさらなる経費削減、長期的な視点に立った施設の維持管理や更新等に総合的に取り組み、将来を見据えた持続的な水道事業の経営に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業会計決算の報告をいたします。

総収益は6億734万8,105円となり、当年度純利益額は3,642万3,997円です。特に下水道事業は、清潔で住みよいまちづくりと河川や海の水質を保全することを目的に整備を進めており、起工式があつて竣工式のない事業とも言われております。

そしてまた、将来的には施設の老朽化に伴い、処理場、管渠等の更新、改修、維持管理に多額な事業費が想定されますので、一般会計からの繰入れなしでは経営が成り立たないと思います。

築上町の令和4年3月末現在の下水道水洗化率が、処理区5地区で、処理区域内人口1万

1,451人、接続人数8,550人で、水洗化率74.7%となっております。近隣市町村の水
水洗化率は、いろいろな条件により、それぞれ異なりますので比較はしていませんが、多額の事業
費をかけて設備投資するわけですから、宅内に排水桝をつけるだけでなく、皆さんに利用してい
ただけなければ、せっかくの施設も無用の長物となってしまいます。

築上町では、公共下水道のつなぎ込みで、受益者負担金の報奨金制度、水洗化工事の助成制度、
工事資金融資あっせん制度など手厚い措置がなされており、担当職員の方は大変だと思えますが、
将来の築上町の財政負担を考え、一人でも多くの方に接続し、利用していただくよう御尽力して
いただきたいと思います。

そしてまた、建設事業を含む様々な事業実施につきましては、事業の必要性、優先順位、補助
メニュー等を十分検討し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力していただくよう要望しま
す。

最後に、令和3年1月12日に新庁舎での業務を開始してから約1年7か月が経過し、職員も
新庁舎での業務に慣れたことだと思いますが、今年7月に新聞紙上にも掲載された小学校新校舎
建て替え事業で、国への負担金申請を行わず、町の一般財源から支出しなければならない最悪な
事態が生じました。

再三にわたる不祥事を、職員は自分のこととして真摯に受け止めていただき、誰でも間違いは
起こり得る可能性がありますので、担当、係長、課長のさらなるチェック体制の強化に努めてい
ただき、今後は決してこのようなことがないように、適切な予算執行を行っていただきたいと思います。

特に管理職の方は、7月20日の臨時会で、町長、副町長からも話があったように、職務遂行
に当たっては、上司への報告、連絡、相談、言い換えれば「ホウレンソウ」を基本とした職場の
環境づくりを強く要望します。

以上をもって監査報告といたします。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

日程第15. 議案第70号

日程第16. 議案第71号

日程第17. 議案第72号

日程第18. 議案第73号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第15、議案第70号築上町職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18、議案第73号築上町水道事業
給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題

としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第73号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第70号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提案する。

議案第71号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第73号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第70号は、築上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をする条例の制定でございます。

本案は、人事院が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、育児休業取得回数制限などの緩和を人事院規則の改正をいたしました。そのため、築上町もそれに見習って、築上町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第71号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、公職選挙法施行令の一部を改正されて、政令の施行がされました。築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、中身については自動車借入れ等が、今までが1万5,800円が1万6,100円、300円を一応改正増と。それから、燃料供給が、今まで7,560円が7,700円ということで、140円の増。それから、選挙運動ビラ作成が1枚につき、今まで7円51銭が7円73銭に、プラス22銭の増と。それから、選挙用運動ポスター作成印刷費、今までが525円6銭が541円31銭ということで、プラス16円25銭の増ということで、それから、あと企画費ということで、31万500円が31万6,250円と5,750円の増、このような改正をするものでございます。

次に、議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定でございます。

本条例案は、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法第91条の2第6項の規定により、特別徴収金の徴収に関し、条例を制定するものでございます。

それから、議案第73号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定でございますが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定工事店の有効期間が5年となり、更新手数料の見直しを行うために、築上町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

今まで本町では、更新手数料3,000円だったのを1万円に増額するという、一応条例改正案でございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第19. 議案第74号

日程第20. 議案第75号

○議長（武道 修司君） それでは、お諮りします。日程第19、議案第74号町道路線の変更についてから、日程第20、議案第75号町道路線の廃止についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第75号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第74号**町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第75号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

令和4年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第74号は、町道路線の変更でございます。

本案の高塚89号線については、合併前から町道認定されていた路線ですが、当該路線の起点から高塚149の4番地先までの区間はほぼ利用がされていないという現実があり、別の区間である高塚146番地3地先から高塚149—4番地先までの区間が現在主に利用されているということで、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の変更するものでございます。

それから、議案第75号については、町道路線の廃止でございます。

本案は、道路管理上、支障がある路線が確認されたため、道路法第10条第1項の規定により、

町道路線を廃止するものでございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第21、議案第76号

○議長（武道 修司君） 日程第21、議案第76号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第76号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第76号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員、安田美鈴氏が令和4年6月30日に辞任をしたため、新たに人権擁護委員として西田泉美氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分**散会**
